

みやま市地域公共交通会議 委員名簿

	団体名	委員名	選出区分
1	みやま市副市長	高野 道生	みやま市
2	九州旅客鉄道株式会社	香川 憲次	公共交通事業者（鉄道）
3	堀川バス株式会社	田中 智太郎	公共交通事業者（路線バス）
4	瀬高交通自動車有限会社	徳永 勉	公共交通事業者（タクシー）
5	ニコニコ光タクシー株式会社	大塚 博人	公共交通事業者（タクシー）
6	堀川バス労働組合	木村 憲治	事業用自動車運転手団体
7	みやま市議会	荒巻 隆伸	市民代表
8	みやま市行政区長会	河野 正勝	市民代表
9	みやま市行政区長会	芳野 征稔	市民代表
10	みやま市行政区長会	平木 博文	市民代表
11	みやま市社会福祉協議会	北村 眞弓	市民代表
12	みやま市民生委員児童委員協議会	内山田 建夫	市民代表
13	みやま市老人クラブ連合会	築地原 米蔵	市民代表
14	九州運輸局福岡運輸支局	西 正博	運輸支局
15	福岡県南筑後県土整備事務所	吉住 透	道路管理者
16	福岡県柳川警察署	前田 昌俊	福岡県警察
17	福岡県企画・地域振興部交通政策課	堺 裕之	福岡県
18	NPO法人 タウン・コンパス	井上 信昭	学識経験者

みやま市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、みやま市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、その主宰者である市長又はその指名する者を含めて委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) みやま市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市民代表
- (7) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、交通会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(書面による協議)

第7条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運行サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更
 - (2) 至急の決議が必要で会議を開催する暇がない事項
 - (3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、協議又は調整をするため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める委員の中から交通会議が必要と認めた者を幹事とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を召集し意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通

会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年1月10日から施行する。

道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第9条の3 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- （1） 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - （3） 住民又は旅客
 - （4） 地方運輸局長
 - （5） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- （1） 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - （2） 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

みやま市地域公共交通会議の概要について

1 概要

地域公共交通会議とは、道路運送法施行規則第9条の3の規定に基づき設置する地域公共交通に関する協議組織です。

地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議します。具体的には、コミュニティバスや乗合タクシーなど、地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項です。

会議は地方公共団体が主宰し、地域住民、交通事業者、行政機関などで構成されます。

- (1) 主宰 市町村（複数可）又は都道府県
- (2) 構成員 市町村、住民代表、交通事業者、事業用自動車の運転手団体、警察、道路管理者、運輸支局、その他主宰者が必要と認める者
- (3) 協議する公共交通 コミュニティバスや乗合タクシーなどの自動車交通

2 協議する主な事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の形態や運賃・料金等に関すること
 - ① 運行の形態
 - ② 運賃及び料金
 - ③ 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
 - ④ 運行時刻等の運行計画
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
 - ① 市町村運営有償輸送の必要性
 - ② 旅客から収受する対価
- (3) 公共交通会議の運営方法やその他地域公共交通会議が必要と認めること

3 委員の主な役割

市町村	・ 地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域のニーズ
住民代表	・ 地域の視点から公共交通に関する課題、必要な取り組みを提案 ・ 利用者の視点に立った乗合輸送サービスの設定や運行計画策定への参画
交通事業者	・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画提案
事業用自動車の運転手団体	・ 労働条件及び労働環境の観点からの意見・提言
運輸支局	・ 地域の公共交通のあり方について助言 ・ 各地での取り組みの情報提供
警察・道路管理者	・ 道路管理、交通安全の観点からの助言
都道府県	・ 広域的な視点からの助言

地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議の役割について

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	道路運送法施行規則第9条の3
概 要	地域公共交通の活性化に関する協議を行う。	地域の実情に応じた旅客運送について協議を行う。
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の活性化を総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通網形成計画」を策定するための協議などを行う。 ・計画の実施に係る連絡調整など行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項を協議する。 ・市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項を協議する。 ・その他交通会議が必要と認める事項を協議する。
構成員	市、公共交通事業者、市民代表、道路管理者、公安委員会など	市、バス事業者、タクシー事業者、運輸支局、事業用自動車の運転手団体、市民代表、警察など
相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・規約に基づく独立した協議会 ・公共交通であれば、自動車交通の他に電車なども含めて検討できる。 ・実証運行などを実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が要綱に基づき設置する協議機関 ・公共交通の対象が自動車交通に限られる。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスなどを運行する場合、地域公共交通会議の意見調整を要する。 ・コミュニティバス運行について国庫補助を受ける場合、「生活交通確保維持改善計画」の承認・同意を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業について、運行内容や運賃などの協議・合意を行う。 ・コミュニティバス等の運行に係る手続き（運賃設定、路線新設など）を簡略化・弾力化することが可能。